

京都市告示第313号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年7月24日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	大宮74号線	北区大宮玄琢北町25番地の12地先 同区大宮釈迦谷3番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)